

「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に関するパブリックコメント手続の実施結果

「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に関するパブリックコメント手続につきまして、貴重なご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。いただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表いたします。

なお、ご意見につきましては、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

1 募集期間

令和4年8月15日（月）から令和4年9月15日（木）まで

2 募集結果

- (1) 提出者 7人
- (2) 意見数 40件（電子メール）
- (3) 意見の内訳

区 分	意見数
計画全般	4件
計画の策定にあたって	6件
再犯防止を取り巻く状況	5件
施策の推進	5件
計画の推進に向けて	9件
資料編	3件
その他	8件
合 計	40件

3 意見を反映した件数

10件

4 意見の概要と市の考え方

別紙「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に対する意見の概要と市の考え方」のとおり

お問い合わせ先

千葉市保健福祉局健康福祉部地域福祉課

電 話 043-245-5218

FAX 043-245-5620

電子メール chiiki.HWH@city.chiba.lg.jp

「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に対する意見の概要と市の考え方
 ※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいております。

No.	区分	該当ページ	意見の概要	市の考え方	計画への反映
1	計画全般		この計画には、市民の役割について言及がありませんが、市民の役割も入れるべきではないでしょうか	計画の支援対象者である犯罪をした人等について、地域社会の中で特定することはありませんので、市民の役割としては設定せず、地域社会には様々な生きづらさを抱える犯罪をした人等がいることを意識していただけるよう啓発に努めて参ります。	—
2	計画全般		本推進計画書が(案)ではなく、【原案】となっている意図が理解できたような気がします。本計画書の大半を“コラム【〇〇より寄稿】”で占め、本文においても、本計画書に係る周辺状況説明に終始しています。多分、先ず本推進計画書【原案】を公にし、様々な意見を得てから本格的な千葉市再犯防止推進計画書(案)の作成にとりかかりたいのだと推測します。もしそうならば、標題にある計画期間を現在の半分程度にすべきと思います。(令和4(2022)～6(2024)年度)。再犯防止対策は、被害者等の心情に配慮しなければならないという点で、根本である犯罪防止対策よりも難しい課題だと思います。	パブリックコメント手続にていただいたご意見を踏まえ、千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会における検討や、千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会における審議を経て、計画を策定します。また、連携が必要な県の再犯防止推進計画は計画期間が5年であることなどの状況を勘案し、原案どおり計画期間を令和8年度までとします。なお、ネットワーク会議等を活用し、意見交換や情報収集を続けて参ります。	—
3	計画全般	目次	全体としてコラムが多く、具体例がよくわかるが、コラムが計画の中に散りばめられていて、計画の本文がとぎれとぎれになっており、探しづらい。コラムは参照ページをつけて、最後にまとめてほしい。	各機関の取組みなどをコラムという形で掲載させていただくことにより、どのようなことに取り組まれているかの理解を深めていただくことを期待し掲載しております。このため、掲載位置については、計画書の内容に対しその団体と関連があると思われる箇所に掲載したところです。コラムの掲載箇所を探しやすくするため、計画の目次にコラムの目次を追加しました。	○

「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に対する意見の概要と市の考え方
 ※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいております。

No.	区分	該当ページ	意見の概要	市の考え方	計画への反映
4	計画全般	計画全般	“本市”という言葉は、“千葉市”に置き換えることが適切と思います。他の自治体の推進計画もすべて“本市”と書かれると混乱します。	ご意見を踏まえ、千葉市であることを明確にするため、修正いたします。	○
5	計画の策定にあたって	P1	“令和2年(2020)年の検挙者に占める再犯割合が49.1%となり、昭和47年以降最も高くなりました”と記載されています。この数字は全国の結果だと思いましたが、P6に掲載されている千葉市版のグラフと同等な全国版のグラフを掲載していただきたい。さらに、最高位・最低位の県も記述していただきたい。再犯が起る地域性があるような気がします。再犯防止対策を考える上で重要なデータだと思います。	再犯者に関するグラフは、市民や関係者に対し身近な本市の状況を知っていただくために掲載しています。	—
6	計画の策定にあたって	P1	再犯防止の前に、“犯罪そのものをなくす”という強い姿勢の記述をすることが重要です。	ご意見を参考に、修正いたします。	○

「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に対する意見の概要と市の考え方
 ※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいております。

No.	区分	該当ページ	意見の概要	市の考え方	計画への反映
7	計画の策定にあたって	P1～P2	<p>“平成 28（2016）年12月、再犯の防止等の推進に関する法律・・・再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は国の再犯防止推進計画を勘案して・・・計画を定めるよう努めることされました。そこで、<u>本市においても</u>”と記載されています。現在は、2022年で法律施行から6年経過しています。どのような事情があるのか、また他の地方公共団体の動向がどうなのかは分かりませんが、時間を要したことの丁寧な説明が必要です。幸い（2）国や千葉県の状況として、取組が紹介されています。続けて、ウ千葉市の取組と題して、2016年以降の取組を紹介していただくことを提案します。取組内容は、資料編 P.75～82 に掲載されていることを要約する形でよいと思います。</p>	<p>千葉市の取組みについては、いただいたご意見を踏まえ、修正します。</p> <p>また、再犯防止の取組みは千葉市単独で成し得るものではなく、千葉県の動きと連動する必要があると考えております。そこで、千葉県再犯防止推進計画の策定に際しては、計画策定の前段階として県が実施した3年間のモデル事業の段階から千葉市も参画させていただき、その動向や内容を踏まえつつ、令和4年1月の千葉県再犯防止推進計画の策定を受け、市の計画策定に取り組んで参りました。</p>	○
8	計画の策定にあたって	P4	<p>囲みに4つの基本方針が示されています。この基本方針は、再犯防止推進法の基本理念と国等の責務を参照して記述されています。したがって、“本市では、再犯防止推進法第3条に規定されている基本理念のもと”は、“本市では、再犯防止推進法第三条（基本理念）および第四条（国等の責務）のもと”と記述した方がよいと思います。</p>	<p>ご意見を参考に、修正いたします。</p>	○
9	計画の策定にあたって	P4	<p>再犯防止推進法第三条4項（実態と調査研究を施策に反映する）を千葉市の基本方針に加えた方がよいと思います。</p>	<p>計画策定後、「（仮称）千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議」を設置し、再犯防止に効果的と考えられる取組の検討や、支援に関する意見交換や情報共有を行うことにより、再犯防止施策を推進して参ります。いただいたご意見は、再犯防止を推進するにあたっての参考とさせていただきます。</p>	—

「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に対する意見の概要と市の考え方
 ※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいております。

No.	区分	該当ページ	意見の概要	市の考え方	計画への反映
10	計画の策定にあたって	P6	再犯者率の推移ですが、刑法犯の犯罪の種類によって再犯の多い少ないの傾向があるのでは？どのように分析していますか？	罪状によって再犯者率の高低が生じていることは承知しています。本計画は支援対象者である「犯罪をした人等」が再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として円滑に社会復帰することを支援し、安全で、安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組むものであり、犯罪種別ごとの詳細な分析等は行っていません。	—
11	再犯防止を取り巻く状況	P11	少年警察ボランティア、とても気になります。千葉市に何人（男女別数も）委嘱されているのでしょうか。	本市では、委嘱状況にかかるデータは持っていませんが、委嘱している千葉県警察に確認したところ、千葉市内における少年警察ボランティアは令和4年10月1日時点で85名（男性44名、女性41名）とのことです。	—
12	再犯防止を取り巻く状況	P16	保護観察終了時無職であるかどうか、の職業について、どのような基準で、正規、非正規、就労準備、等、職種等の調査はされているのでしょうか。おそらく、支援団体や親戚などの関係で、働き口をえているのか、今後、保護観察期間後の就職のきっかけについても、調査と分析が必要だと思います。	保護観察所では、保護観察終了時に、保護観察対象者がどのような職業（飲食業・建築業等）に就職したかという確認は行っているとのことです。就業形態については、確認していないとのことです。	—
13	再犯防止を取り巻く状況	P19	保護司の充足率が90%を切っていますが、一人の担当者数が増えているということでしょうか。保護司の仕事は、活動をしていますか（p45）、他の自治体との交流などはありますか。活動のヒントがあるかもしれません。	保護司の充足率が100%を下回ると保護司一人が対応する保護観察対象者は増えることとなります。保護司の委嘱を行う保護観察所に確認したところ、保護司は、他の保護区（※）に所属する保護司とも交流があり、研修会等を行っているとのことです。 ※保護区：法務大臣が都道府県の区域を分けて定める区域のことを言い、全国で886か所あります。	—

「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に対する意見の概要と市の考え方
 ※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいております。

No.	区分	該当ページ	意見の概要	市の考え方	計画への反映
14	再犯防止を取り巻く状況	P21	8 再犯防止にかかる市民の意識調査が示されていますが、この結果は【再犯および再犯防止】という実態の推測にすぎず、どれだけ実態を現しているか疑問に思います。犯罪を再びした人の当事者意識の調査結果というデータは存在しないのでしょうか。	犯罪を再びした人の当事者意識の調査結果というデータはありません。	—
15	再犯防止を取り巻く状況	P22	立ち直り支援や協力をやりたいと答えている方は多いが、何をしたらいいのかわからないと思う。具体的にできることを提示できるといい。	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	—
16	施策の推進	P24	“犯罪をした人等が地域の中で日常生活を営む上で抱える問題も、規範意識の低下、人間関係の希薄化・・・”と記載されています。確かに、その通りだとは思いますが、近年の現象ではないと思います。はるか昔から犯罪をした人に対しては冷たい風潮があります。地域を取り巻く現状認識を2段落に渡って記述していますが、課題を示す第3段落“犯罪をした人・・・”には結びつかない内容となっているような気がします。	地域を取り巻く現状と同様に、犯罪をした人等も複雑化・複合化した生活課題を持った方が少なくないとの考えを示したものとなっています。	—
17	施策の推進	P24～P25	重層的・包括的相談支援体制の構築と実施のためには分野横断的な連携体制が重要なので、県との連携も含め、すすめてほしい。	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	—
18	施策の推進	P24～P25	(2) 重層的・包括相談支援体制の構築についても(1) 地域を取り巻く現状認識と課題と同様に、犯罪をした人以外の一般人に対する支援体制の記述ばかりで、この推進計画本筋である犯罪をした人等の支援をどうするかが付け足しのような記述となっています。	犯罪をした人等も地域社会の一員であることから、重層的・包括的相談支援体制を構築することで複雑化・複合化した生活課題を持った犯罪をした人等への適切な支援に早期につながるものと考えております。	—

「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に対する意見の概要と市の考え方
 ※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいております。

No.	区分	該当ページ	意見の概要	市の考え方	計画への反映
19	施策の推進	P29～P47	個別課題の解決に向けた取組として就労・住居確保のための取組などを記載していますが、その取組は既存の事業名、取組内容の羅列となっています。課題の認識はできているのに対策が不十分という結果の再犯者率約 50 % (P6 グラフから) だと思っていますが、既存の対策の効果によって再犯者率約 50 % だという見方もできません。人口約 1 0 0 万人の都市で、再犯者数 700 人弱 (P6 グラフから) という数値を千葉市役所としてどのように見ているのかをお伺いしたい。 第 4 章 1 計画策定の効果において、“現在行っている市民サービスを、再犯防止に資するという視点から”と記載していますので、千葉市役所としては、「再犯対策そのものは既存で十分ある」という認識をしているとの理解でよろしいでしょうか。	グラフに掲載する犯罪をした人等も、地域社会に暮らす市民と同様に、様々な生きづらさや生活課題を抱えている場合が少なくないと考えています。 本計画を策定することで、色々な課題を抱えている市民向けの施策が犯罪をした人等にも機能するか検証するとともに、市職員の意識の醸成を図って参ります。	—
20	施策の推進	P44、P47	p. 44、no.41 市職員への研修が、令和 8 年目標一回、p. 47、no.44 関係機関との会議も、令和 8 年目標一回など、取り組み目標が低めになっているように感じます。	・「No.41市職員への再犯防止にかかる意識醸成」については、職員の意識の醸成が主な目的であるため、定性評価とします。また、毎年研修等を実施するとともに、より多くの職員が受講できるような方法を検討して参ります。 ・「No.44関係機関・団体との連携」の国や関係団体との連携強化を目的としたネットワーク会議については、内容に応じた機能を重視する会議であることから、回数を増やすことよりも継続して開催することが重要であると考え、定性評価に修正します。	○

「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に対する意見の概要と市の考え方
 ※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいております。

No.	区分	該当ページ	意見の概要	市の考え方	計画への反映
21	計画の推進に向けて	P51	“現在行っている市民サービスを、再犯防止に資するという視点から再度見直す・・・犯罪をした人等の支援を行っている人でさえも、市の各種サービスや事業等の申請手続きにたどり着くことが難しいと感じている・・・本計画の策定により、従前から提供している各種サービスや事業等が再犯防止につながっていることを市職員の中に意識づけ、再犯防止に対する意識の醸成及び浸透を図ります”と記載されています。この記述は、犯罪をした人等の支援を行っている人でさえも、市の各種サービスや事業等の申請手続きにたどり着くことが難しいのは、市職員が再犯防止に対する意識が薄いからであって、現在の市民サービス、事業そのものではないと読めます。市全職員にサービス・事業に精通させることには無理があり、再犯防止の意識を浸透させることも難しいでしょう。当事者意識を基に再犯防止につながる各種サービス、事業を体系的に整理することから始めるべきと考えます。例えば、再犯をした人に対して、就労→〇〇サービス、△△事業、住居→〇×サービス、△×事業、支援者に対し、・・・というような系統図を作成して提示することが分かりやすい方法だと思います。	ご意見のとおり、市職員の再犯防止にかかる意識が浸透していないということは課題と考えており、今後計画を策定することで、再犯防止にかかる意識の醸成と浸透を図って参ります。また、いただいたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	—
22	計画の推進に向けて	P51～P52	(仮称)千葉市再犯防止にかかわるネットワーク会議について、話し合いと情報交換の重要性はわかるのですが、できれば千葉市が開催や交流の働きかけを積極的に行うメイン主体となる、といった姿勢があるといいと思います。イメージ図でも、どこが中心に旗を振るのがよくわかりませんでした。	(仮称)千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議は、千葉市が主催し運営して参ります。	○
23	計画の推進に向けて	P51～P52	NPOの積極的な活用と協働 全国三か所で法務省が始める「地域ネットワーク」のような組織の構築を、千葉市独自でも検討する。	NPOの積極的な活用と協働については、情報収集に努めて参ります。	—
24	計画の推進に向けて	P51～P52	第4章2 計画の推進体制の中にある「(仮称)千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議」に自助グループや就労・貧困の支援をおこなうNPO団体を入れてはどうか。	構成団体については、今後会議を設置するにあたっての参考とさせていただきます。	—

「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に対する意見の概要と市の考え方
 ※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいております。

No.	区分	該当ページ	意見の概要	市の考え方	計画への反映
25	計画の推進に向けて	P51～P52	更生保護支援団体等の活動が生きるために、千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議において、市の役割をはっきりさせることが大切です。ネットワーク会議を目的をもって、なんか開くのか、具体的な実施計画を立てていきますか。	(仮称) 千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議は、関係機関との連携を深めることを目的としております。会議では、進捗状況の共有を図るほか、具体的な連携の取組みについて協議することを考えています。	—
26	計画の推進に向けて	P51～P52	ネットワーク会議に座長もしくはコーディネーターを置いてはどうか。52Pの図を工夫してほしい。	(仮称) 千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議は、千葉市が主催し運営して参ります。具体的な運営方法については今後検討をして参ります。	—
27	計画の推進に向けて	P51～P52	(仮称) 千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議には、関係する活動をおこなっている市民団体、NPOなども含めた会議とすべきとおもいます。	構成団体については、今後会議を設置するにあたっての参考とさせていただきます。	—
28	計画の推進に向けて	P52	“つまり、地域社会の一員として孤立することなく住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるようにすることです”との記載があります。このなかで“住み慣れた地域で安心して”という文言は、住み慣れた地域に犯罪被害者が居住している場合には、P4の基本方針(4)再犯防止等に関する取組は、犯罪被害者等の存在を十分に認識して行いまずに配慮していないように思います。前頁の2計画の推進体制に記載されている“出所後に安定した生活”や“地域社会の一員として円滑に社会復帰”の文言が適切だと思います。	いただいたご意見を踏まえ、修正いたします。	○
29	計画の推進に向けて	P52	“地域福祉専門分科会は、・・・犯罪をした人等に対する支援の事例等についての報告を受ける”とありますが、事例報告するための追跡調査を行えば、犯罪をした人を束縛することになり、支援か監視かという状態になりかねません。出所前から犯罪をした人に出所後の市の方針(行動調査など)を丁寧に説明することが重要だと思います。	いただいたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	—

「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に対する意見の概要と市の考え方
 ※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいております。

No.	区分	該当ページ	意見の概要	市の考え方	計画への反映
30	資料編	P53~ P70	相談窓口一覧が示されています。犯罪をした人以外の普通の人でも、抱えている問題を相談するのはどこかと迷ってしまいます。ましてや犯罪をした人の相談を受け入れてくれるか心配になり、面倒くさくなり、結局、相談を止めてしまうかもしれません。「私は犯罪をした者ですが、**の相談を受けてもらえますか？」と言う、または言える人は少ないと思います。もう少し配慮が必要と思います。例えば、犯罪をした人が、服役中から支援ボランティアなどと面接を繰り返し、出所後の役所サービスの支援相談を円滑に行えるようなシステムにすることも考えられます。	資料編の相談窓口一覧は、犯罪をした人等よりもよりその方たちを支援する方々にも参考にしてもらうために作成したものです。いただいたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	—
31	資料編	P85	再犯者には道路交通法違反は除くと記載されています。2001年に制定された危険運転致死傷罪であっても再犯者とはならないという解釈でよろしいでしょうか？また、道路交通法違反の再犯率データがありましたらご教示ください。	ご意見を踏まえ修正しました。 また、道路交通法違反にかかる統計データについては、本市では持っておりません。	○
32	資料編	P86	保護司が用語集に記載ありますから、保護観察官も用語集に加えてください。また各々の役割を追記していただくと分かりやすいと思います。	用語集の説明を見直し、修正します。	○

「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に対する意見の概要と市の考え方
 ※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいております。

No.	区分	該当ページ	意見の概要	市の考え方	計画への反映
33	その他		<p>○貴市の「千葉市再犯防止推進計画『原案』」に記載されている、「4 支援対象者」覧に記載されている対象者として7項目「①矯正施設に収容されている人②保護観察対象者③満期釈放者④罰金・過料となった人⑤微罪処分となった人⑥起訴を猶予された人⑦刑の全部の執行を猶予された人」以上の方々が対象とされていますが、上記に記載されている対象者への行政側「千葉市」がどのように、具体的に接触・アクセスするかが極めて重要なポイントになります。</p> <p>1 保護観察対象者であれば、関係法律「保護司法・更生保護法」により、保護観察対象者に対して直接保護司が同行・同席して、再犯防止推進法の基本である「社会復帰」の支援のお手伝いが可能と思われますが、他の「支援対象者」が直接関係機関・千葉市窓口等へ出向くことは容易なことではないものと思われます。保護観察対象者への保護司の役割の一つとして、社会資源の活用、他法他施策等の教示、さらには、直接保護観察対象者と同行し対象者が必要する様々な各種施策・制度への申請指導をすることにより、社会復帰への第一歩が開始されます。社会復帰の目的は単に他人に迷惑をかけないで社会生活をすれば足りるものではなく、就労できる人は就労して「納税者」になってもらおうことが目標になります。(例えば、国民年金の申請(減免申請)、障害年金の申請、生活一時支援の申請さらには生活保護の申請等々)</p> <p>因みに保護観察対象者と矯正施設を満期釈放された方々との再犯率は、満期釈放された方の再犯率は保護観察対象者の2倍とされています。</p>	<p>今後整備する予定である重層的・包括的相談支援体制の中で適切な支援につなげていくとともに、保護観察所・保護司をはじめとした関係機関との連携を図って参ります。いただいたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	—

「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に対する意見の概要と市の考え方
 ※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいております。

No.	区分	該当ページ	意見の概要	市の考え方	計画への反映
			<p>2 保護観察対象者以外の他の「支援対象者」に対する社会復帰の接触に関わる明確な法律は極めて少なく、支援対象者が直接市役所等の「支援窓口」に来庁し、「私〇〇に該当するものです、社会復帰への相談をしたい」とのことは、極めて少ないものと思われます。この「支援対象者」との接触をどのような方法で具体的に実施するのが問われているものと思います。</p> <p>3 保護観察の主務機関である保護観察所は原則、当然に「保護観察処分」と決定された方が対象で「満期釈放者」は保護観察の対象外でしたが、「再犯防止推進法」(令和28年12月14日施行)の施行により、令和元年12月、保護観察所内に「社会復帰対策班」が設置され、満期釈放者に対する支援業務をすることになりました。保護観察所「社会復帰対策班」の「社会復帰対策官」は直接矯正施設に向いて関係者、関係機関と連携して対象者の社会復帰の業務に従事することになっています。</p> <p>4 上記のように保護観察所の「社会復帰対策官」との連携を深めて、今後千葉市に求められるこれら対象者の社会復帰の支援は、広く、多くの関係機関と密接な連携を図りつつ、対象者の社会復帰への具体的な支援対策を期待するものです。</p>		

「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に対する意見の概要と市の考え方
 ※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいております。

No.	区分	該当ページ	意見の概要	市の考え方	計画への反映
34	その他		<p>社会を明るくする運動、実施されていますが、内容について他の自治体との情報共有や交流はあるのでしょうか。</p>	<p>県内においては、保護区に応じて、“社会を明るくする運動”推進委員会が設置されており、活動状況等については、広報紙等により情報収集を行っております。</p> <p>また、保護観察所を通じて情報共有や交流を図っております。</p>	—
35	その他		<p>千葉市が、再犯防止にしっかり取り組むための計画を作ることは大変よいことだとおもいます。</p>	<p>再犯防止の取組を着実に推進して参ります。</p>	—
36	その他		<p>再犯防止のためには、本人の更生プログラムを、刑期中に全員がうける必要があるとおもいますが、国の体制がそこまでいっておらず、古い体質の刑務所のままだがほとんどであることが再犯防止を難しくしているとおもっています。</p> <p>刑期を終えた人の受け皿を作っていくと共に、全く更生プログラムを受けていない人向けに、地域がそのプログラムを用意して、その後に就職などができるようにした方が良いのではないかとおもいます。</p> <p>そう感じたのは、今日たまたま、映画「プリズン・サークル」を見ることができたためです。</p> <p>「島根あさひ社会復帰促進センター」の受刑者の本当の姿を描いたドキュメンタリーですが、これを見ると、加害者である彼らこそが被害者でもあり、TCというプログラムがあつてこそ、自分を見つめ直し、被害者のことを思いやれる人間に変わって、地域に戻っていけるのだなと思ったからです。</p> <p>受け皿の一つとして、こうしたプログラムを用意することができるとういとおもいました。</p> <p>この映画は、関係する職員や団体、また、一般市民の方の多くにお勧めしたい内容でした。</p>	<p>いただいたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	—

「千葉市再犯防止推進計画【原案】」に対する意見の概要と市の考え方
 ※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいております。

No.	区分	該当ページ	意見の概要	市の考え方	計画への反映
37	その他		罪を犯した人には、さまざまな理由がある。厳しい処遇だけでなく、刑務所や少年院で自分を見つめ直す機会をつくるなど心のケアができるような場になるよう国に働きかけてほしい。	いただいたご意見は、今後のネットワーク会議の中で議論して参ります。	—
38	その他		出所しても住むところもなく、受け入れてくれる家族もないなど厳しいケースも多い。まずは住居の確保や、就労などの支援体制が必要。地域定着支援センターや、県の中核地域支援センターのようなワンストップの相談機関につながるような支援ができるようにしてほしい。	適切な支援につなげることができるように重層的・包括的相談支援体制を整備し、犯罪をした人等を支援できるよう努めて参ります。	—
39	その他		高齢や障がいなどに対して、福祉面からの対応ができるような体制整備をしてほしい。	千葉県地域生活定着支援センターや、中核地域生活支援センター等と連携しながら適切な支援につなげることができるよう努めて参ります。また、本市では重層的・包括的相談支援体制を整備し、支援できるよう努めて参ります。	—
40	その他		生活の安定のためには、収入の確保が大事。協力雇用主の数に比べて、実際の雇用が少ないので、マッチングできない理由等を把握して、雇用数を増やすことが必要と思う。	いただいたご意見については、今後のネットワーク会議の中で議論するとともに、関係機関に伝えて参ります。	—